

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地区画整理事業に係る換地処分のお知らせがなされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、ご注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は

登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので
ご注意願います。

ご不明な点は、管轄登記所の職員にお尋ねください。

名古屋法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
平成 30 年 10 月 29 日から平成 31 年 1 月 31 日まで(予定)	小牧市大字久保一色字山新田, 字内田, 字野中, 大字小松寺字水屋前, 字桜木, 字常光堂, 字法花寺, 字東前, 字辻ノ内, 字東長様, 字正念山, 字赤土, 大字文津字山岸, 字西野々, 大字岩崎字町屋, 字東成海, 大字小牧原新田字伝右エ門前 以上の一部 小牧市大字小松寺字下仲田, 字上仲田 以上の全部 (春日井支局管轄)	土地区画整理事業